

岩見沢市立総合病院給食業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、岩見沢市立総合病院における給食業務を業務量に応じた効率的な人員体制で適切かつ迅速に行うことを基本とし、医療従事者の業務充実を図るパートナーとして、さらなる患者満足度の向上や安全衛生管理の徹底、食材の安定的な確保、業務運営体制の確立により、病院経営の改善に資することを目的とするものである。

本業務を委託し、その目的を実現し得る専門的な知識と経験を有する優秀な事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を次のとおり実施する。

2 業務の概要

（１）業務名 岩見沢市立総合病院給食業務

（２）委託期間 令和９年４月１日から令和１３年３月３１日まで（４８か月）

※ 本委託業務は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４の３の規定及び岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１９年条例第４号）による長期継続契約とするため、本プロポーザル終了後においても令和９年度岩見沢病院事業会計予算のうち当該契約に係る予算が議決されなかった場合は、本件の契約手続について停止等を行うことがある。

また、翌年度以降において、この契約に係る支出予算について削除または減額があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、解除により生じた損害の賠償を本市に請求することができない。

（３）業務場所 岩見沢市立総合病院（北海道岩見沢市９条西７丁目２番地）

（４）業務内容 「岩見沢市立総合病院給食業務仕様書（案）」のとおりに

（５）施設概要 ア 許可病床数 ４０５床（一般３３１床、精神７０床、感染症４床）

イ 診療科目 ２２診療科目

内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、小児科、外科、透析外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、精神神経科、麻酔科、脳神経外科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科、歯科口腔外科

（６）新病院の施設概要

※ 詳細は別添資料の「岩見沢市新病院（仮称）施設概要〔規模見直し後〕」及び「新病院で想定する主要厨房機器等一覧」を確認すること。

ア 事業スケジュール

２０２５年９月 新病院建設工事契約、建設工事着手

２０２６年４月 北海道中央労災病院との経営統合

２０２８年秋 新病院開院予定

イ 施設概要

建設地 岩見沢市４条東１６丁目（旧北海道中央労災病院用地）

延床面積 ３３,２２１.７０㎡

階数 地上 8 階・地下 1 階

構造（耐震方式） RC 造+S 造、一部 SRC 造（免震構造）

診療科目 27 診療科目（新設・再編予定）

総合診療科、糖尿病内科、緩和ケア内科、放射線診断科、
放射線治療科、病理診断科

病床数 358 床（一般 306 床、精神 48 床、感染症 4 床）

※一般病床の入院患者数は現状と同程度を見込む

ウ フロア構成

8 階 緩和ケア病棟、厨房

5～7 階 一般病棟、SCU、感染症病床

4 階 精神医療センター、精神病棟

3 階 回復期リハビリテーション病棟、小児・周産期病棟

2 階 手術室、HCU、リハビリ、透析、健診センター、検査、医局・管理 他

1 階 救急、外来、総合支援センター、放射線検査、内視鏡検査、コンビニ 他

地下 1 階 放射線治療、化学療法、薬剤・医療材料供給部門、職員業者出入口 他

エ 栄養部門の調理方式

クックチルを導入し、クックサーブと併用

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本要領配布開始日以降、次に掲げる要件を全て満たしている者であって、当該業務を契約期間満了まで完遂できるものとする。

- （１）法人格を有していること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）参加者、参加者の役員又は参加者の経営に事実上参加している者が、岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 32 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- （５）岩見沢市入札参加者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （６）租税等に滞納がないこと。
- （７）令和 2 年 4 月以降に許可病床数 300 床以上の急性期病院において給食業務を履行した実績がある者
- （８）一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク認定事業者「院内調理患者等給食業務」に認定されている者
- （９）受託業務の遂行が困難になった場合、公益社団法人日本メディカル給食協会または本参加資格要件に該当する者による代行保証体制がとれることが確認できる者

4 スケジュール

- （１）実施要領等の配布期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）～10 月 28 日（水）
- （２）厨房見学 令和 8 年 10 月 9 日（金）、10 月 16 日（金）

(事前予約制。予約期限は、10月5日(月)までとする。)

- | | |
|-------------------|---|
| (3) 実施要領等に関する質問期間 | 令和 8 年 9 月 2 8 日 (月) ~ 1 0 月 1 6 日 (金) 正午 |
| (4) 質問に対する回答期限 | 令和 8 年 1 0 月 2 1 日 (水) |
| (5) 参加表明書の提出期限 | 令和 8 年 1 0 月 2 8 日 (水) 正午 |
| (6) 参加表明書の審査結果通知 | 令和 8 年 1 1 月 4 日 (水) |
| (7) 企画提案書類提出期限 | 令和 8 年 1 1 月 1 1 日 (水) 午後 4 時 |
| (8) プレゼンテーションの実施 | 令和 8 年 1 1 月 1 8 日 (水) |
| (9) 選定結果の通知 | 令和 8 年 1 2 月中旬予定 |

5 実施要領等の配布について

- (1) 配布期間 令和 8 年 9 月 2 5 日 (金) ~ 1 0 月 2 8 日 (水)
- (2) 配布方法 実施要領、参加表明書その他公募に係る資料・様式は、岩見沢市立総合病院ホームページ (<http://www.iwamizawa-hospital.jp/>) からダウンロードにより配布する。

◆何らかの理由により、ダウンロードができない場合は下記において配布する。

〒068-8555 北海道岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地

岩見沢市立総合病院 事務部管理課経営係 (本館地下事務室内)

※上記 (1) の配布期間中、土曜日、日曜日及び祝日を除く

午前 9 時から午後 5 時まで

6 厨房見学について

- (1) 実施期間 令和 8 年 1 0 月 9 日 (金)、1 6 日 (金)
- ※ (2) に記載の日程
- (2) 時 間 帯 午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 場 所 岩見沢市立総合病院 地下 1 階厨房 (医療技術部栄養科)
- (4) 事前予約 業務内容の説明及び厨房見学は、10月5日(月)までに予約すること。
- 予約問合せ：事務部管理課経営係 (担当：葛西)
- TEL 0126-22-1650 (内線 1265)

7 質問及び回答について

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付方法 公募型プロポーザル質問書 (様式第 4 号) に記入の上、提出すること。

ア 提出方法 持参、郵送及び電子メール

イ 提出場所 岩見沢市立総合病院 事務部管理課経営係 (本館地下事務室内)

E-mail h-keiri@city.iwamizawa.lg.jp

・持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前 9 時から午後 5 時まで (最終日のみ正午まで)

・郵送の場合は、受付期間最終日までに必着のこと。

- (2) 受付期間 令和 8 年 9 月 2 8 日 (月) ~ 1 0 月 1 6 日 (金) 正午

- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和8年10月21日（水）までに、質問者及び参加表明者全員に通知する。

ただし、質問の内容によって事業者の選定に公平性を保てないと判断された場合は回答を行わない場合がある。

8 参加表明手続について

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

(2) 提出書類 下記の書類を各1部提出すること。

ア （様式第1号）公募型プロポーザル参加表明書（誓約書） ※両面（裏面は会社概要）

イ （様式第2号）業務実績書

ウ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可。）

エ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）※直近決算時のもの

オ 納税証明書（写し可）

・参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の滞納がないことを示すものに限る。

・都道府県税については、当該業務を主に担当する事業所が属する都道府県のものを提出すること。

カ （様式第3号）誓約書

キ 医療関連サービスマーク認定証書の写し

ク 公益社団法人日本メディカル給食協会の代行保証制度加入証の写し、又はその他の代行保証が確認できる者であると証明できるもの

(3) 提出方法

「給食業務公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出期限 令和8年10月28日（水）正午

・持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（最終日のみ正午）とする。

・郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

(5) 提出先 〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地

岩見沢市立総合病院 事務部管理課経営係

(6) 参加資格要件の審査

提出書類に基づき、3に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和8年11月4日（水）までに、審査結果を通知する。

参加資格がないと認められた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。

当院は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

9 企画提案書類の作成及び提出

企画提案への参加決定の通知を受けた事業者は、別途定める「給食業務プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

- (1) 提出書類 下記の書類を正本1部、副本12部（副本はコピーで可）提出すること。
 - ・企画提案書（様式第5号及び任意様式）
 - ・参考見積書（様式第6号）及び積算内訳（様式第7号）
 - ・企画提案ヒアリング等出席報告書
（様式は参加決定通知の際に別途送付する。）
- (2) 提出方法 「給食業務公募型プロポーザル提案書類」と明記した封筒に同封し、持参又は郵送により提出すること。
- (3) 提出期限 令和8年11月11日（水）午後4時
 - ・持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - ・郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。
- (4) 提出先 〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地
岩見沢市立総合病院 事務部管理課経営係

10 企画提案の審査

- (1) 審査委員会の設置
企画提案の審査及び候補者の選考を公正に行うため、「給食業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
審査委員会において、企画提案内容をより深く理解するため、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
 - ア 実施予定日時 令和8年11月18日（水）午後※詳細については別途通知する。
 - イ 出席者 4名以内
 - ウ 時間配分 プレゼンテーション（企画提案説明） 20分
審査委員からの質疑時間（ヒアリング） 10分

11 候補者の選定

- (1) 別に定める評価基準に基づき、審査委員会で総合的に評価・採点し、最高点を得た参加者を候補者として選定する。
- (2) 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を候補者とする。さらに参考見積書の金額が同額である場合は、くじ引きとする。
- (3) 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点の提案者を候補者とする。
- (4) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し、書面により通知するとともに、岩見沢市立総合病院ホームページにおいて公表する。

ア 結果の通知 令和8年12月中旬（予定）

イ 公表内容 候補者の名称、評価点数

（5）評価結果に対する一切の異議申立ては受け付けない。

1.2 契約の締結

審査結果通知後、候補者と契約締結の交渉を行うこととする。

なお、委託業務の契約締結に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と当院は、企画提案の内容をもとに、業務の履行に必要な条件や仕様などの協議と調整を行い、この交渉が整ったとき、随意契約の手続きに進むものとする。ただし、交渉が整わない場合は、次点に選定された者と改めて契約締結の交渉を行う。

1.3 提出書類の取扱い

（1）企画提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。

（2）提出された書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、病院内及び審査委員会での使用に限って必要に応じ複写する場合があるが、無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）の規定による請求に基づき、提出書類を公開することがある。

（3）提出された書類は返却しない。

1.4 その他

（1）本プロポーザルの参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。

（2）参加申込書または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の当院との契約等について何ら不利益な取扱いをするものではない。

（3）次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

①提出書類に不備または虚偽の記載があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②審査委員、市及び当院職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

1.5 問合せ先

岩見沢市立総合病院 事務部管理課経営係（担当：葛西）

〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地

TEL 0126-22-1650（内線1265）

FAX 0126-25-0886

E-Mail h-keiri@city.iwamizawa.lg.jp